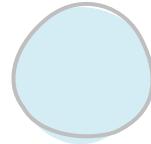


令和7年度台東区
介護サービス事業者集団指導

地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護
よくある指摘と対処方法

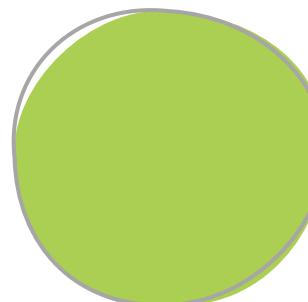
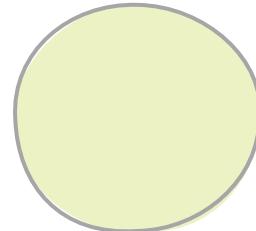
台東区福祉課指導検査係

1 過去3年の指摘事項TOP5



2 指摘事例と対処方法

- 生活相談員の配置（人員基準違反）
- 介護職員及び看護職員の配置（人員基準欠如）
- 個別機能訓練加算の算定時における機能訓練指導員の配置
- 入浴介助加算
- その他（高齢者虐待防止未実施減算・送迎減算・科学的介護推進加算）





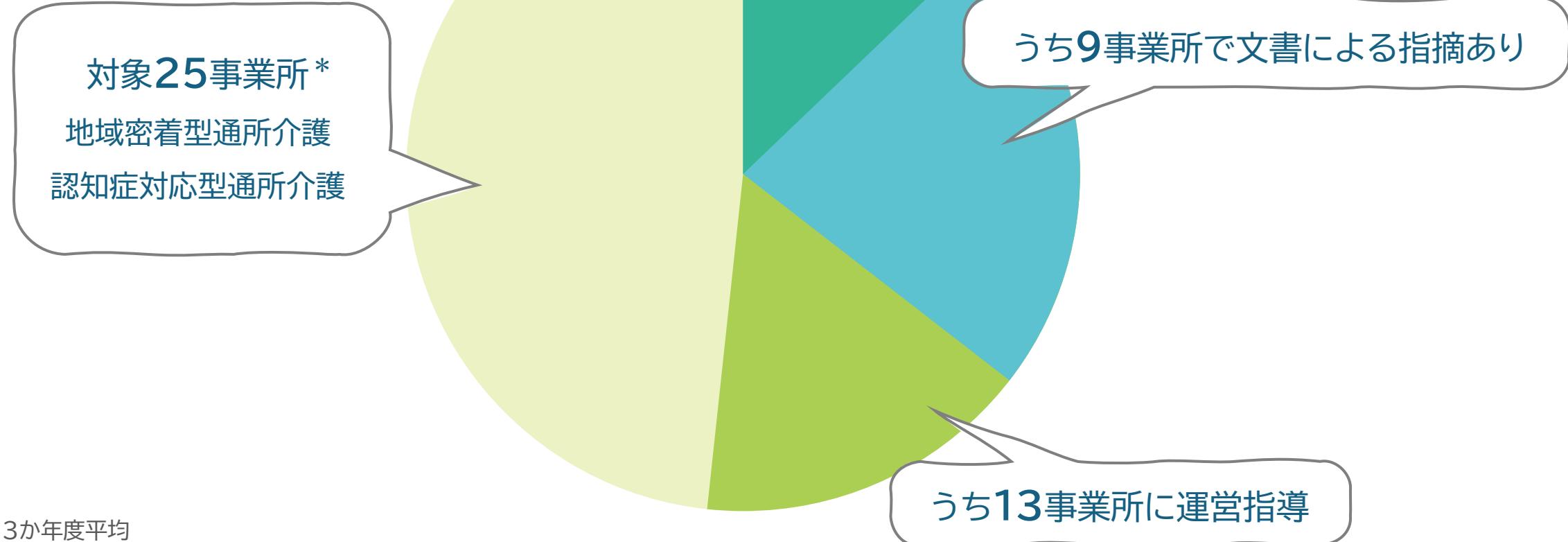
7

過去3年の指摘事項TOP5



過去3年の運営指導結果

R5年度～R7年度(R7年11月末まで)



1位	虐待の防止 指針整備、委員会開催・記録、研修実施・記録	7件
2位	個別機能訓練加算 機能訓練指導員の配置、利用者ごとの実施・記録	6件
3位	運営規程 記載項目の不備、重説との整合性、変更時の区への届出 個人情報の利用同意 利用者の家族の個人情報利用同意	各4件
5位	口腔機能向上加算 必要性確認・提供・評価の記録、課題・評価が画一的 従業者の秘密保持 誓約書、退職後の秘密保持 平面図の変更届 配置変更時の区への届出 生活相談員の配置 サービス時間中の送迎従事による人員基準違反 入浴介助加算 入浴中止日の算定、研修等未実施	各2件

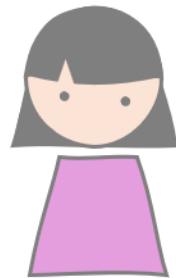
2

指摘事例と対処方法

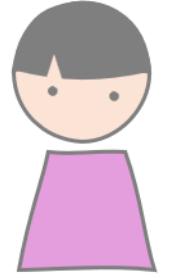
生活相談員の勤務が1名の日なのに…



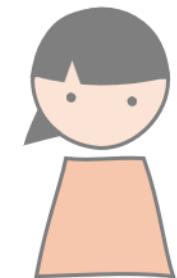
生活相談員 Aさん



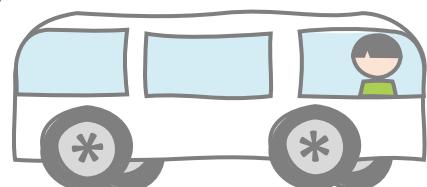
介護職員 Bさん



介護職員 Cさん



看護職員兼
機能訓練指導員
Dさん



サービス提供時間内に生活相談員が送迎

生活相談員の員数が1以上確保できていない！

生活相談員の配置基準

日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員*が勤務している時間数の合計をサービス提供時間帯の時間数で除した数が1以上となるために必要な数を配置しているか。

*専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る



サービス提供時間帯 9:00～17:00(8時間)

9:00



その日勤務する生活相談員のサービス提供時間中の勤務時間の合計が
サービス提供時間中の送迎時間を除いて8時間以上になる必要がある！

生活相談員の配置（OK例）

サービス提供時間帯 9:00～17:00(8時間)

9:00

17:00

1人の時



サービス提供時間中に8時間勤務している（休憩時間などは勤務時間に含めてOK）

3時間

休憩1時間

4時間

サービス提供時間中の送迎時間を除いたサービス提供時間帯の勤務時間の合計が10時間（8時間以上）**送迎30分**

送迎30分

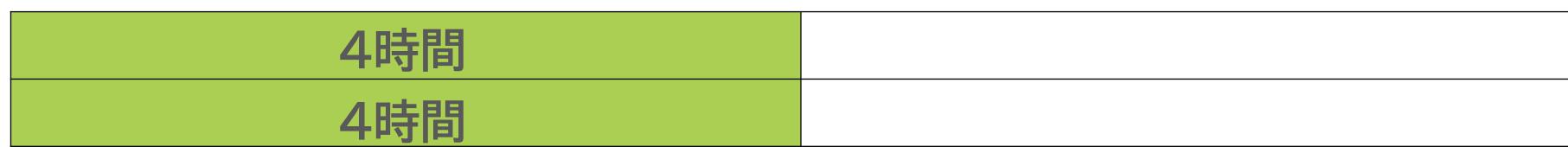
2人の時



サービス提供時間帯の勤務時間の合計が8時間以上、サービス提供時間外の送迎

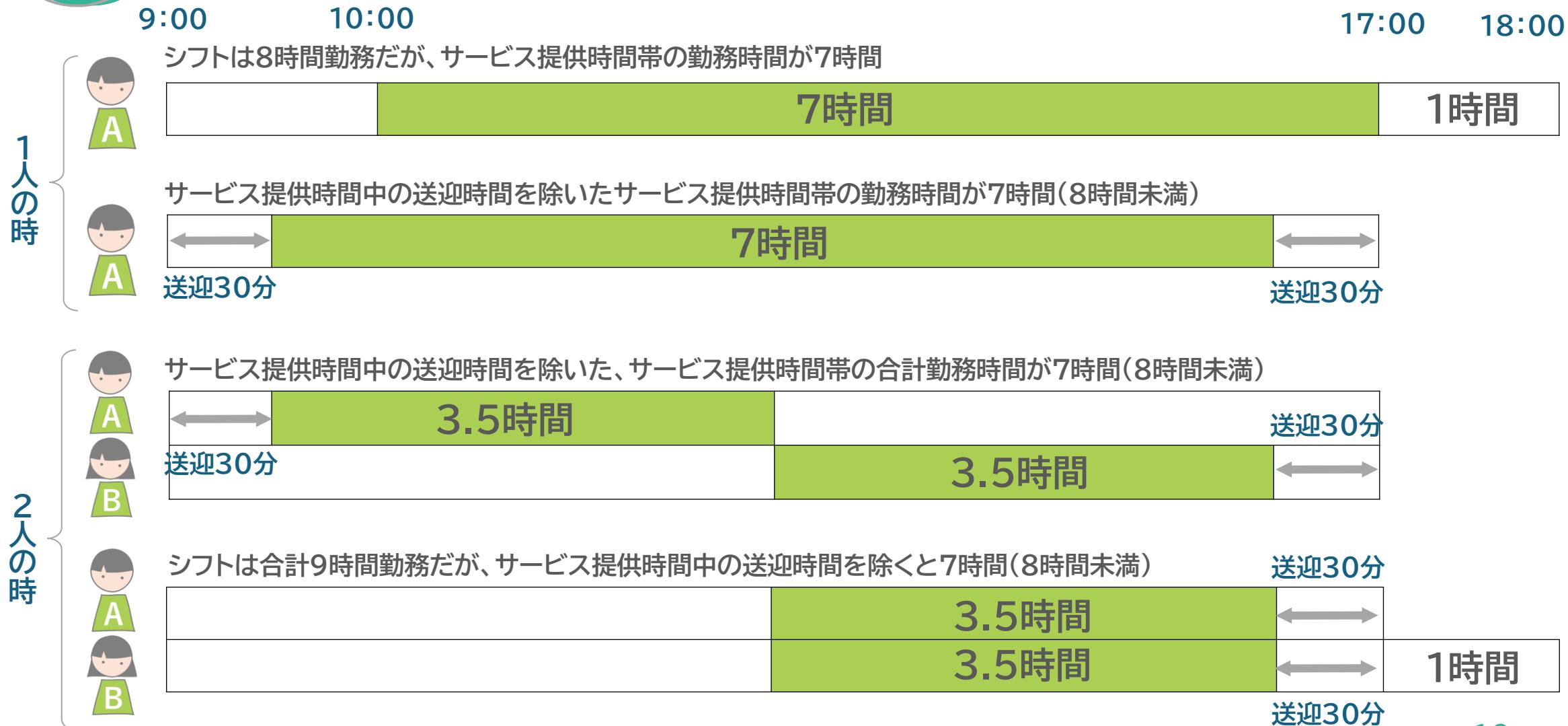


介護職員とはちがい、サービス提供時間帯の勤務時間の合計が8時間以上ならば、常時いなくてもOK



生活相談員の配置（NG例）

サービス提供時間帯 9:00～17:00(8時間)



対処方法1

1 生活相談員を2名以上配置し、勤務時間の合計数がサービス提供時間数以上になるようにする



生活相談員 Aさん



介護職員 Bさん



介護職員 Cさん



看護職員兼機能訓練指導員
Dさん

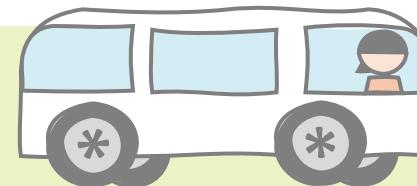
+



生活相談員 Eさん

他の職種が人員基準を満たしていれば、兼務による配置も可

2 生活相談員以外の職員が送迎に行く



3 サービス提供時間帯に被らないよう、前後で送迎を行う



看護職員の配置が不足していた



看護職員の配置基準 (定員11名以上の地域デイ)

単位ごと、日ごとに、1以上

・毎日1名以上の配置が必要！

・常勤でなくてもOK

看護関係業務に必要な時間帯は専従配置

機能訓練指導員と兼務の場合…

個別機能訓練の時間帯は看護職員として配置時間に含めることができません！

介護職員の配置がない時間があった



解説

単位ごとに**常時1以上**の配置が必要！

認知デイ、定員10名以下の地域デイは看護職員または介護職員

 1名配置でサービス提供時間中に送迎

 2名配置でサービス提供時間中に2名同時に送迎

送迎時間は配置要件に含まれない

サービス提供時間中、介護職員が常時1以上いないため基準違反

1 機能訓練指導員が配置されていない日に算定していた

2 従業者が2名の日に算定していた

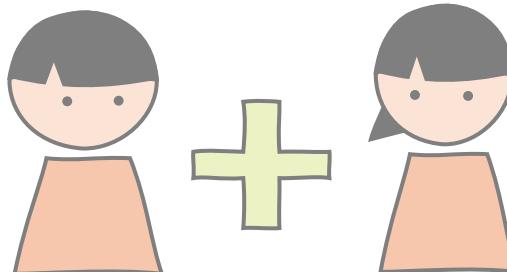
生活相談員、介護職員の人員基準を満たす必要があるため算定不可

3 従業者が3名の日に(I)口を算定していた

(I)口は機能訓練指導員 2名以上の配置が必要



(I)イ



(I)口

1 算定要件の確認

管理者だけでなく、職員全員で要件を把握

2 日ごとの人員配置の確認

予定で確認 + 実績で確認

複数の職員でチェック

⇒ シフト変更、急な休暇…
イレギュラー時の算定誤りを防止！



注意点

個別機能訓練加算の個別機能訓練を行う時間帯、
機能訓練指導員は専従！

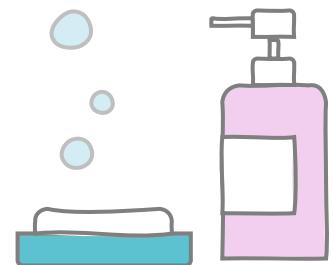
看護職員と兼務の場合…

個別機能訓練の時間は、看護職員の配置時間に含まれません！

入浴介助を行っていない日に算定していた

入浴キャンセルした日は要注意！

対処方法5



入浴した日、していない日を必ず記録



通所の実績で算定



入浴の実績で算定



高齢者虐待防止措置未実施減算

令和6年度報酬改定より

1 虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的に開催する

2 虐待の防止のための**指針**を整備する

台東区では**年1回以上**

3 指針に基づいた**研修**を定期的に実施する

年1回以上

4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者**を置く

1~4までの措置を講じていない場合、

解消されるまで最短でも3ヶ月間、

所定単位数の**100分の1相当**が減算になります

委員会で検討する項目、指針に記載すべき事項は、解釈通知または指導基準で確認して下さい。

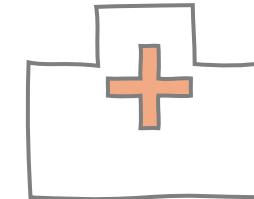
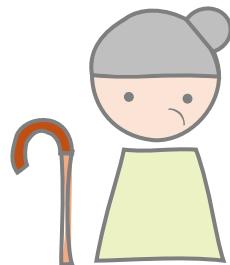
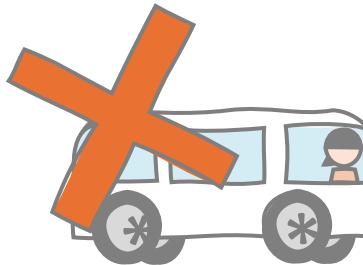
区の指導基準はここからダウンロードできます

<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/sonotafukushi/kaigohoken/kaigosidou.html>



送迎を行わなかった日に減算していない

自立通所、ご家族の送迎、病院から直接…など
イレギュラーな場合に漏れやすいため注意



送迎の記録、報酬請求前の確認

送迎記録には

- 送迎日
- 出発時間
- 到着時間
- 利用者名
- 送迎従事者名

を記載しましょう



厚生労働省にデータを提出していなかった

データを提出することで算定できる他の加算も返還となります
(個別機能訓練加算Ⅱ、口腔機能向上加算Ⅱ、ADL維持等加算など)

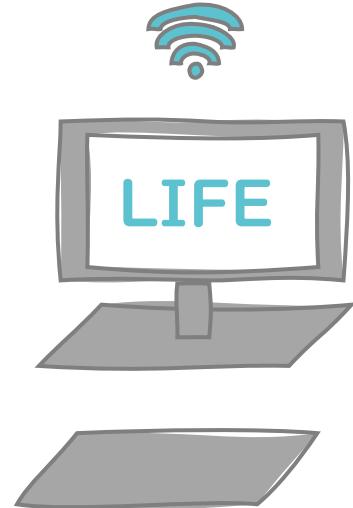
対処方法7

少なくとも3月ごとに、厚生労働省に
必要なデータを提出する

初月、サービス終了月にもデータを提出します

詳しくは通知をご参照ください。

令和6年3月15日老老発0315第4号
科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(介護保険最新情報 vol.1216)



ご視聴いただきありがとうございました

もう1本の動画「よくある質問と回答」もご視聴下さい。



参加票の提出をもって、集団指導受講となります。
QRコードまたはURLよりご入力、ご提出下さい。
<https://logoform.jp/form/sQhE/1334384>